

酒々井町 パートタイム会計年度任用職員 募集職種別詳細

募集職種 区分（番号）			応募資格	採用 人数
大	E	健康福祉課	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・看護師・保育士・教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者・社会福祉主事として児童福祉事業に従事した者・厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者※児童福祉司任用前講習会のいずれかに該当し、かつ、福祉関連の実務に3年以上従事した者	
中	2	福祉生活専門相談員		
小	1	福祉生活専門相談員		

任用期間	令和 8 年 8 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日 まで ※任用後、1か月間は条件付採用 更新の可能性 有 ・ 無	
勤務場所	酒々井町役場健康福祉課 酒々井町 中央台 4 - 1 1	
従事すべき業務の内容	子どもとその家庭及び妊婦等を対象として生活の実情把握、子ども等に関する困りごと相談全般から通所・在宅支援を中心とし、必要な調査、訪問を行い、生活課題が多岐にわたる複合ケースの場合は、各種機関と連携した支援業務	
勤務日及び勤務時間	8 時 30 分 ～ 17 時 15 分 (適用日 月～金までの3日) 時 分 ～ 時 分 (適用日) 時 分 ～ 時 分 (適用日) 時 分 ～ 時 分 (適用日) 時 分 ～ 時 分 (適用日) 休憩時間 60 分 1 週間の勤務時間 23 時間 15 分 以内 ※ 時間外勤務または休日勤務を命ずることがあります。 ※ 勤務日及び勤務時間は変更の可能性ががあります。	
休日・休暇	土・日・祝日・12月29日から1月3日 その他勤務に従事する日以外 年次有給休暇・その他規則に定める休暇	
報酬・手当	時間給 1,573 円 (行政職 (一) 2級4号給) (毎月月末締め、翌月15日支払い) 通勤費 対象者には関係例規に基づき支給 期末手当 対象者には関係例規に基づき支給 勤勉手当 対象者には関係例規に基づき支給	
共済組合資格等	共済組合 (短期・保健) ・ 厚生年金 ・ 雇用保険 ・ 労災保険	
その他	・ 報酬・手当に係る時間給が千葉県最低賃金を下回った場合、最低賃金額を改定月から補償します。 ・ 任用期間中に報酬・手当にかかる時間給が改定された場合、決定された号給の時間給に基づき支給します。	
問い合わせ先	酒々井町 健康福祉課 人権推進室 電話 043-496-1176	